

定 款

株式会社R i t a X

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社R i t a Xと称し、英文ではR i t a X I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築物の設計、工事監理に関する事業
2. 一般公共構造物の設計コンサルティング事業
3. 一般公共土木工事の施工管理業務
4. 地質調査、測量に関する事業
5. コンクリート、鋼構造物の解析、試験業務のコンサルティング事業
6. 工業デザインの企画、製作事業
7. コンピュータソフトの開発販売事業
8. コンピュータグラフィックスの企画、製作、販売事業
9. 建設用コンクリート製品、鉄筋の製造、販売事業
10. インターネット関連のソフトの企画、製作、販売事業
11. 人材派遣及び紹介業務
12. 特許、商標、その他の知的財産権を利用したライセンス事業
13. 前各号の事業に関連する技術図書の出版業務
14. 前各号の事業に関連する技術教育セミナー等の研修業務
15. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県君津市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によ

って電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故、若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第 39 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得たうえで取締役会において定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 41 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 1 条 2024 年 3 月開催の第 35 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。

(商号変更の効力発生日)

第 2 条 (削除)

2 (削除)

(公告方法の効力発生日)

第 3 条 第 5 条（公告方法）は当社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

- 2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。

(電子提供措置等の効力発生日)

第4条 第15条(電子提供措置等)は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式(以下、「振替株式」という。)を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

- 2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。